

第4章 施策・事業の展開

⑥ 市町村特別給付サービス量の見込み

本市では、市町村特別給付として「紙おむつ購入費の支給」に取り組んでおり、本計画についても継続して実施します。なお、本計画期間におけるサービス量については、これまでの給付実績を基に見込みます。

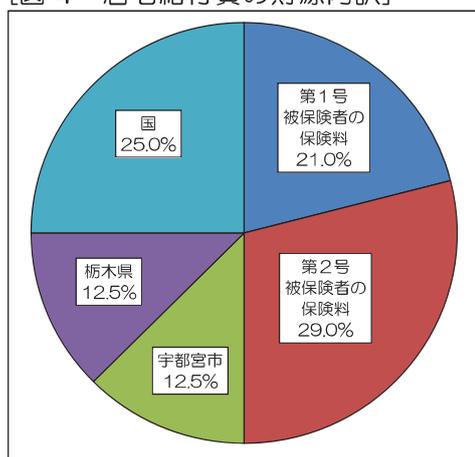
[表 33 市町村特別給付サービス量の見込み] (単位：件)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市町村特別給付 (紙おむつ購入費の支給)	30,890	32,106	33,369

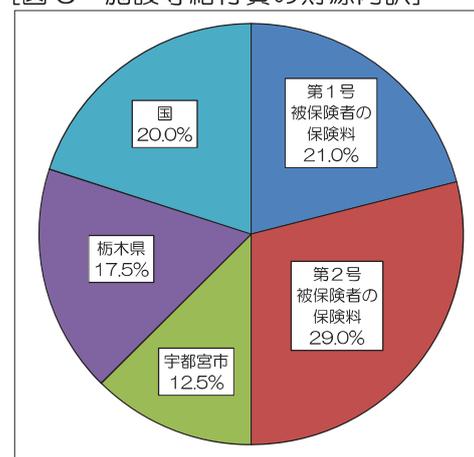
⑦ 保険給付費にかかる財源の仕組み

介護保険サービスを利用する場合、費用の1割が利用者の自己負担となり、残りの9割が保険から給付されます。その財源の5割は国、県、市町村が公費で負担し、残りの5割を被保険者の保険料で負担することとなります。なお、平成24年度から平成26年度の財源構成については、下図のとおりです。ただし、市町村特別給付に関しては、第1号被保険者の保険料のみで負担されます。

[図 4 居宅給付費の財源内訳]



[図 5 施設等給付費の財源内訳]



⑧ 保険給付費の見込み

(ア) 介護給付費（予防給付費）の見込み

平成24年度から平成26年度までのサービス見込量に、サービス毎の単価を乗じて、平成24年度から平成26年度までの介護給付費（予防給付費）を見込みます。

[表34 介護給付費の見込み]

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービス			
訪問介護			
訪問入浴介護			
訪問看護			
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護			
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護			
特定施設入居者生活介護			
福祉用具貸与			
特定福祉用具販売			
住宅改修			
居宅介護支援			
施設サービス			
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護療養型医療施設			
療養病床からの転換分			
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
複合型サービス			

サービス毎の単価に影響する平成24年度介護報酬改定率について、現在、国の社会保障審議会介護給付費分科会で審議中であり、改定率が示されたのちに介護給付費を見込みます。

第4章 施策・事業の展開

[表 35 予防給付費の見込み]

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護			
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所介護			
介護予防通所リハビリテーション			
介護予防短期入所生活介護			
介護予防短期入所療養介護			
介護予防特定施設入居者生活介護			
介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具販売			
介護予防住宅改修			
介護予防支援			
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			

サービス毎の単価に影響する平成24年度介護報酬改定率について、現在、国の社会保障審議会介護給付費分科会で審議中であり、改定率が示されたのちに介護給付費を見込みます。

⑨ 市町村特別給付費の見込み

本計画期間における給付費については、これまでの給付実績を基に見込みます。

[表 36 市町村特別給付費の見込み]

(単位：百万円)

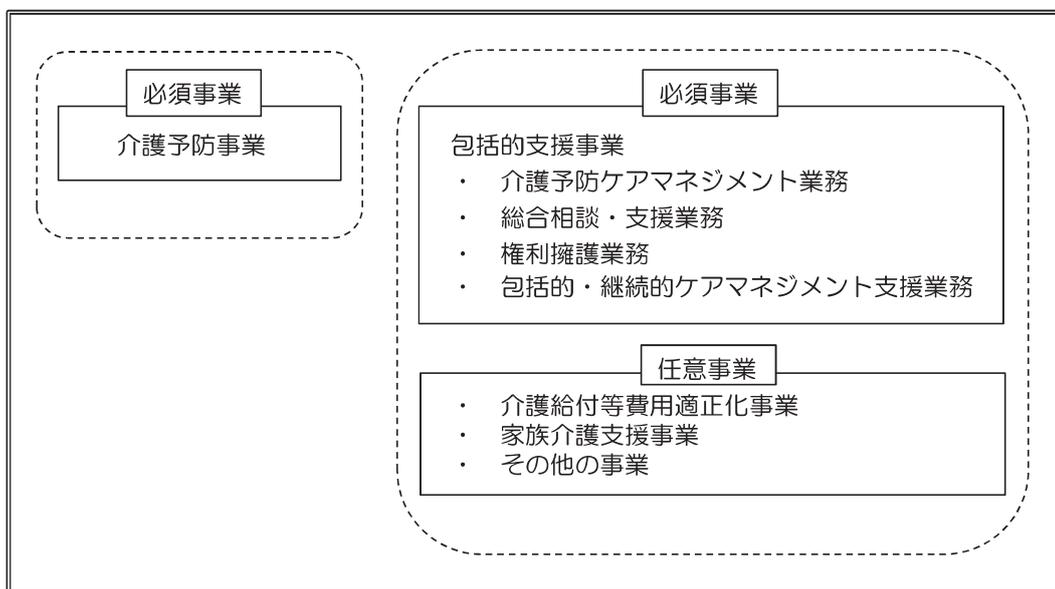
区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市町村特別給付 (紙おむつ購入費の支給)	109	113	118

ウ 地域支援事業

① 地域支援事業とは

地域支援事業は、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法115条の45の規定に基づき市町村が実施する事業です。

[図6 地域支援事業のイメージ]



② 本市における地域支援事業の取組み

高齢者に対し、心身の状態の改善のみではなく、生活機能全体の向上を図り、健康で生き生きとした生活や人生を営むことができるよう、高齢者自らが積極的に様々な事業へ参加できるための支援をしています。さらに、高齢者一人ひとりのニーズに応じて、医療や介護だけではなく、地域のインフォーマルなサービスを含めた様々な支援を、中核拠点である地域包括支援センターの保健師、社会福祉士及び主任ケアマネジャーが、一体的・包括的に行うことで、高齢者が自立して生活することができるよう、市、医療機関、介護予防事業者等と緊密に連携しながら、「地域包括ケア」の実現に向けた取組を推進します。

(ア) 介護予防事業

活動的な状態にある高齢者(以下「一次予防事業対象者」という。)に対しては、自主的な介護予防の活動に向けた支援を行っています。また、要支援、要介護状態になるおそれの高い高齢者(以下「二次予防事業対象者」という。)に対しては、地域包括支援センターと連携し、各種の介護予防事業への参加につなげています。また、介護予防事業が適切に実施されているかを検証するために、事業の効果について評価を行っています。

a 一次予防事業

一次予防事業対象者に対して、介護予防や認知症予防などに関する知識の習得ができるような教室を開催するなど、介護予防の普及啓発に関する事業や、地域での介護予防活動への支援に取り組みます。

b 二次予防事業

二次予防事業対象者に対して、生活機能の向上のための教室を開催する通所型の介護予防事業や、保健師等が家庭を訪問し、介護予防のための指導を行う訪問型の介護予防事業に取り組みます。

(イ) 包括的支援事業

a 地域包括支援センター

市内25か所の地域包括支援センター（69 ページ）では、高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援するため、介護・福祉の総合窓口として、様々な相談に応じています。引き続き、地域包括支援センターを中心として、予防給付と介護予防事業のマネジメントや各種相談、高齢者虐待の防止、高齢者の権利擁護、認知症などの窓口相談、地域のネットワークづくりに取り組みます。

<地域包括支援センターが実施する業務>

・ 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が自立した生活を維持できるように、保健師等が中心となり、介護予防プランの作成やサービスの利用調整など、要介護状態にならないための予防対策を実施します。

・ 総合相談・支援業務

地域の高齢者を対象に、介護保険サービスのみでなく、地域の社会資源を活用したネットワークを構築して、初期相談の対応や継続的・専門的な相談支援を行います。

・ 権利擁護業務

成年後見制度、消費者被害など的高齢者の権利擁護の相談窓口となり、高齢者虐待に対しても、関係機関と連携しながら対応していきます。また、必要に応じて、高齢者虐待防止ネットワーク会議とも連携しながら実施していきます。

・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域のケアマネジャーに対し、研修会の開催や困難事例等についてのアドバイスを行います。

b 地域包括支援センター運営協議会

運営協議会は、介護保険事業者や関係団体により構成され、地域包括支援センターの運営に関わる事項について、承認や協議、評価をする機関としての役割があります。今後も、必要に応じて運営協議会を開催し、地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営に努めてまいります。

(ウ) 任意事業

a 介護給付費適正化事業

介護サービスを必要とする者へ適切にサービスを提供する体制の確立を図るとともに、不適切な給付の削減を図り、介護保険制度に対する一層の信頼感の醸成や介護給付費の増加及び介護保険料の上昇を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築を目指しています。引き続き、介護サービス事業者をはじめとした関係機関と連携しながら、適正な要介護認定の推進、ケアマネジメントの質の向上、事業者の育成・指導の実施といった給付費適正化事業に取り組みます。

b 家族介護支援事業

介護予防の推進を図るとともに、要介護状態になっても心豊かな生活が送れるよう、介護する家族の支援に取り組んでいます。引き続き、介護知識・技術取得のための講習をはじめとした家族介護教室の開催や、認知症に対する正しい知識の普及や理解の促進のために、認知症サポーター養成講座、認知症キャラバンメイト研修の開催といった家族介護支援事業に取り組みます。

c その他の事業

上記 a, b の事業以外にも、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、必要と判断する事業について取り組んできました。引き続き、介護保険施設の利用者の疑問や不安などの解消を図るための介護相談員の派遣事業や、食生活の改善及び健康の増進を図る自立支援事業である配食サービスの提供に取り組みます。

[表 37 本市における地域支援事業の体系図]

事業名	
介護予防事業	一次予防事業
	介護予防普及啓発事業
	はつらつ教室（介護予防教室）の開催
	いきいき健康サッカー教室・いきいき健康自転車教室の開催
	介護予防講演会の開催
	健康相談・健康教育の実施
	地域介護予防活動支援事業
	地域での介護予防活動への支援事業の実施
	一次予防事業評価事業
	二次予防事業
	二次予防事業の対象者把握事業
	介護予防の早期取組の推進（げんき応援高齢者把握事業）
	通所型介護予防事業
	げんき応援教室・元気アップ教室の実施
	訪問型介護予防事業
訪問指導（げんき応援高齢者対象）の実施	
二次予防事業評価事業	
包括的支援事業	包括的支援事業
	・ 介護予防ケアマネジメント業務の実施
	・ 総合相談・支援業務の実施
	・ 権利擁護業務の実施
	・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施
任意事業	任意事業
	介護給付費適正化事業
	適正な要介護認定の推進
	介護認定審査会運営会議の開催
	認定調査員や介護認定審査会委員を対象とした研修
	要介護認定業務分析データの把握・分析
	ケアマネジメントの質の向上
	個別のケアプランの点検
	介護支援専門員に対する助言・指導
	介護支援専門員や介護サービス事業者に対する研修
	事業者の育成・指導の実施
	介護給付費通知の送付
	医療情報との突合・縦覧点検
	住宅改修・福祉用具購入・福祉用具貸与に対する現地確認の実施
	介護サービス事業者に対する指導監査等の実施
	市民・事業者への周知
	家族介護支援事業
	家族介護教室の開催
	在宅高齢者家族介護慰労金の支給
	はいかい高齢者等家族支援事業の実施
	認知症サポーター養成講座・認知症キャラバンメイト養成研修
	その他の事業
	介護相談員派遣事業の実施
	生活援助員派遣事業の実施
	食の自立支援事業（配食サービス）の実施
	成年後見人制度利用支援事業の実施

第4章 施策・事業の展開

(工) 介護予防・日常生活支援総合事業

平成24年度から、地域の実情に応じて、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守りなどの生活支援サービス等を総合的に提供できる介護予防・日常生活支援総合事業（以下「日常生活支援総合事業」という）が創設されます。

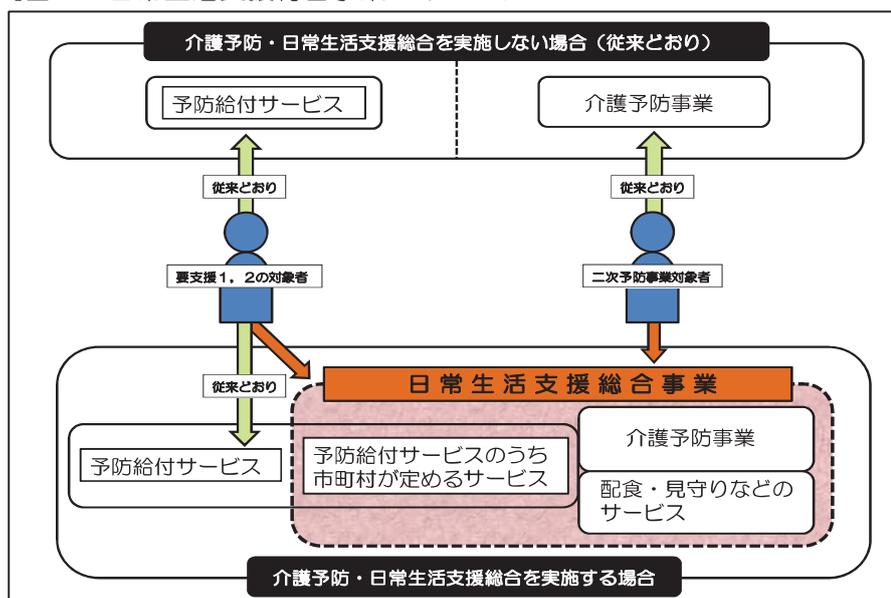
なお、日常生活支援総合事業を実施するかどうかについては、各市町村の判断によることとなります。

a 日常生活支援総合事業とは

日常生活支援総合事業は、地域支援事業のうち、次の事業を総合的に実施することを可能とする事業です。

- (a) 介護予防事業
- (b) 介護予防ケアマネジメント事業（包括的支援事業）
- (c) 市町村の判断により実施する事業
 - ・ 要支援に対して介護予防サービス(訪問介護・通所介護等)を実施する事業
 - ・ 要支援者・二次予防事業対象者に対する自立した日常生活の支援のための配食サービスや見守りサービスなどの事業
 - ・ 要支援者に対するケアマネジメント

[図7] 日常生活支援総合事業のイメージ



b 第5期介護保険事業計画における日常生活支援総合事業への対応

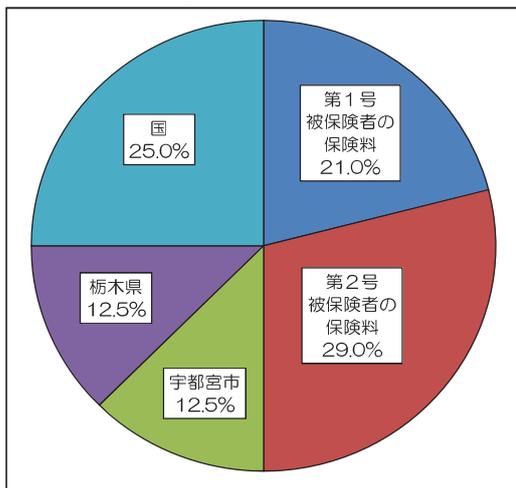
国では、日常生活支援総合事業の実施により、予防サービスや生活支援サービスを柔軟に組み合わせることで、利用者の状態像に応じたサービスの提供が可能になるとしてはいますが、事業の実施に必要な事項を定めた手引きや、サービス利用者に対する給付管理の仕組みなどの具体的な事項が、今後、示される予定であることから、その内容を精査するとともに、高齢者のニーズを見極めながら、事業の実施については、慎重に検討を進めます。

③ 地域支援事業にかかる財源のしくみ

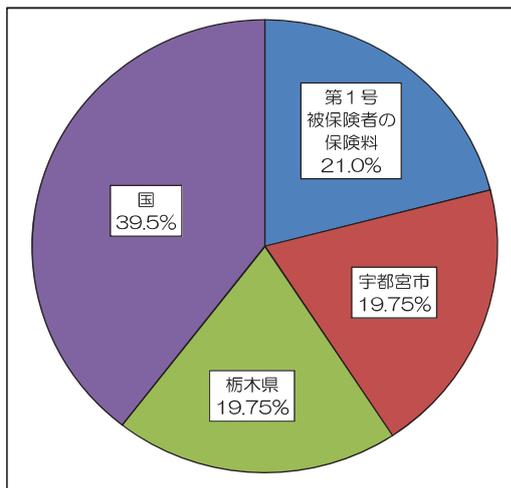
地域支援事業のうち介護予防事業については、その財源の5割を国，県，市町村が公費で負担し、残りの5割を被保険者の保険料で賄うこととなります。また、包括的支援事業，任意事業については、その財源の約8割を国，県，市町村が負担し、残りを第1号被保険者の保険料で賄うこととなります。

なお、平成24年度から平成26年度の財源構成については、下図のとおりです。

[図8 介護予防事業に係る財源構成]



[図9 介護予防事業以外にかかる財源構成]



第4章 施策・事業の展開

エ 安定した財源の確保

① 介護保険事業費

保険給付費[表 38]と地域支援事業費[表 39]の合計額が、介護保険事業費[表 40]となります。

[表 38 保険給付費]

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付費			
介護予防給付費			
特定入居者介護サービス費等給付費			
高額介護サービス費等給付費			
高額医療合算介護サービス費等給付費			
審査支払手数料			
市町村特別給付			
合 計			

サービス毎の単価に影響する平成24年度介護報酬改定率について、現在、国の社会保障審議会介護給付費分科会で審議中であり、改定率が示されたのちに介護給付費を見込みます。

[表 39 地域支援事業費]

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保険給付費見込額			
地域支援事業			
介護予防事業			
包括的支援事業			
任意事業			

サービス毎の単価に影響する平成24年度介護報酬改定率について、現在、国の社会保障審議会介護給付費分科会で審議中であり、改定率が示されたのちに介護給付費を見込みます。

[表 40 介護保険事業費]

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
標準給付費			
法定給付費			
介護給付費			
介護予防給付費			
その他			
市町村特別給付費			
地域支援事業費			
合 計			

サービス毎の単価に影響する平成24年度介護報酬改定率について、現在、国の社会保障審議会介護給付費分科会で審議中であり、改定率が示されたのちに介護給付費を見込みます。

② 介護保険料

第1号被保険者（65歳以上）が負担する額（介護保険料）は、平成24年度から26年度の3か年に必要とされる標準給付費見込額と地域支援事業費の合計額の21%になります。さらに、調整交付金見込額、財政安定化基金拠出金等見込額、市町村特別給付費を加味し、保険料収納必要額を算定します。

<保険給付費の主な増加要因>

- ・ 要介護（要支援）認定者の増加
平成23年度 15,258人 ⇒ 平成26年度 17,179人（1,921人増加）
- ・ 地域密着型サービスの整備
小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護の地域バランスのとれた整備
認知症対応型共同生活介護36床の整備
- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設の整備
介護老人福祉施設130床の整備、地域密着型介護老人福祉施設87床の整備
- ・ 特定施設入居者生活介護の整備
特定施設入居者生活介護180床の整備

上記の要因や、平成24年度に予定されている介護報酬の改定に伴う、報酬単価の増減も介護保険料の算定に影響します。このことから、平成24年度から26年度までの介護保険料については、介護報酬の改定内容が確定した段階で、算定を行うこととなります。

第4章 施策・事業の展開

<本市の基本的考え方>

- 第1号被保険者の費用負担割合の増加（20%→21%）及び施設整備促進による介護給付費の増加に伴い、上昇が見込まれる介護保険料の抑制に努め、適切な保険料を設定します。
- 所得段階及び保険料率については国の政令等に基づいて設定します。
- 栃木県が保有する財政安定化基金の取崩しによる交付金を有効活用します。
- 宇都宮市介護給付基金を有効活用することを検討します。

<第1号被保険者保険料>

平成21年度から平成23年度（3年間）

基準年額（第4段階）44,700円
（1か月あたり 3,725円）



平成24年度から平成26年度（3年間）

基準年額（第4段階）〇〇〇〇〇円
（1か月あたり 〇〇〇〇円）

※ 介護報酬改定後、設定します。

2 介護サービスの質の向上

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のなかで、介護人材の確保とサービスの質の向上が強化されたことを踏まえ、介護保険事業の安定した運営を図るため、保険者としてサービスの質の向上、公平・公正なサービス利用、給付の効率化・重点化などに向けた取組を進めるとともに、多様化する高齢者の介護・福祉ニーズに対応できる介護人材の安定的な確保に努めます。

(1) サービスの質の確保・向上

ア 適切な要介護認定の推進

要介護認定は、介護保険制度のなかでは、介護給付の前提となるもので、介護サービスの受給者の公平性を確保するために不可欠な仕組みです。このため、公平・公正な認定調査、介護認定審査会における適切な審査・判定がなされるよう、介護認定審査会運営会議の開催、認定調査員・介護認定審査会委員への研修、要介護認定業務分析データの把握・分析を実施し、要介護認定の適正化に向けた取組を進めます。

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[83]	認定調査員・介護認定審査会委員への研修	◎	

第4章 施策・事業の展開

イ ケアマネジメントの質の向上

地域包括ケアの実現を図るためには、介護保険のサービスやそれ以外のサービスとのコーディネートや関係職種との調整が欠かせません。特に、重度者については、医療サービスを適切に組み込むことも重要となります。このため、利用者の意向を踏まえつつ、そのニーズを的確に反映した、より良質で効果的なケアマネジメントが可能となるよう、引き続き、介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する日常的な相談支援や情報提供に努めるとともに、必要な過程を経て適切なケアプランが作成されているか点検を行うほか、介護支援専門員(ケアマネジャー)や介護サービス事業者等に対する研修会等の充実など、適切な業務実施を可能とする環境づくりへの取組を進めます。

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[84]	ケアプランに対する助言・指導の実施	◎	★
[85]	介護サービス従事者に対する研修会等の充実	◎	★

ウ 事業者の育成・指導の実施

利用者に質の高いサービスが提供されるためには、サービス提供事業者が運営基準や介護報酬請求に関して正しく理解することが必要です。このため、栃木県国民健康保険団体連合会から提供される給付実績情報をチェックし、その内容について疑義が生じた居宅介護支援事業者やサービス提供事業者については、ケアプランを確認することで、利用者のニーズに応じてサービスが提供されているのか実態把握に努めるとともに、改善が必要な事業者に対しては、改善に向け適切な指導・監査を行っていきます。また、医療情報の突合や縦覧点検をするとともに、サービス利用者に対し介護給付費通知の送付を行います。さらに、住宅改修・福祉用具購入・福祉用具貸与について、高齢者の心身の状態に応じた適正なサービスが提供されているかどうか、現地確認の実施にも取り組んでいきます。

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[86]	介護給付費通知の送付	◎	

(2) 介護人材の育成・支援

サービスの質を向上させるためには、介護人材の質の向上が必要不可欠となります。また、今後、高齢化の進展により、介護サービスの利用は急速に拡大していくことが見込まれることから、介護職員や看護職員、生活相談員などを含めた介護従事者の確保やサービス事業者への支援が必要となってきます。これらを踏まえ、多様化する高齢者の介護・福祉ニーズに対応できる介護人材の育成支援や、各種の研修に関する情報提供などにより、介護従事者の資質向上を図ることで、提供するサービスの質の向上を目指します。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[83]	訪問介護員養成研修事業の推進		★
[84]	県や関係機関等が実施する研修会の受講促進		
再掲 [74]	介護従事者合同研修会の開催・支援による認知症ケアの質的向上		★

(3) 介護保険制度の安定的な運営に向けた取組の推進

ア 介護保険制度周知・サービス内容等の情報の提供への取組

介護保険制度の周知・啓発については、パンフレットやホームページ、「広報うつのみや」などを活用しながら、広く市民に周知を図っています。また、「介護サービス事業者名簿」を作成・配布することで、必要とする介護サービスを利用者自らがより適切に、より効率的に選択できるよう支援しています。引き続き、介護サービスの利用を必要とする方や介護者が入手しやすく、より効果的なものとなるよう、わかりやすい情報の提供に取り組みます。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業	★:主要事業
[85]	介護保険事業の情報提供		★
[86]	パンフレットやホームページ等を活用した介護保険制度の周知・啓発		

第4章 施策・事業の展開

イ 情報提供・相談窓口などの充実

高齢者やその家族が日常の悩みや不安を解消するためには、気軽に利用できる相談場所が身近なところに整備されていることが望めます。また、介護保険制度や介護サービス、健康づくり等、高齢者の抱えるさまざまな問題・課題に対して一つの窓口で相談でき、必要なサービスが受けられるような総合的な相談体制が必要となります。このため、相談窓口として、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置しています。また、介護サービス利用者やその家族が抱えている不満や苦情などの解消に向け、介護相談員派遣事業に取り組んでおり、今後も、個人情報の保護に十分配慮しながら、情報提供・相談窓口などの充実を図ります。

【取組・事業名】

事業・取組名 [事業番号]		◎:成果指標対象事業 ★:主要事業	
[87]	「介護保険相談窓口」の充実		
[88]	苦情解決事業の推進		

ウ 高齢者本人やその家族が安心して利用できる体制の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすためには、一人ひとりのニーズに応じて、医療や介護だけではなく、地域のインフォーマルなサービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で用意され、包括的・継続的に提供できるような地域での体制づくりが必要であり、地域住民のニーズに応じて医療・介護・福祉サービスなどを適切にコーディネートする体制が求められます。その中心的な役割として、地域包括支援センターの機能強化が期待されますが、本市が実施したアンケート調査の結果では、地域包括支援センターはまだ十分に住民に認知されているとは言えません。このため、広報紙やパンフレット等による周知に取り組むとともに、地域包括支援センターが地域包括ケアの実現に向けた中核機関として機能できるよう、役割の明確化や地域包括ケアを支えるための担当圏域の見直しなどの検討を進めます。

第5章

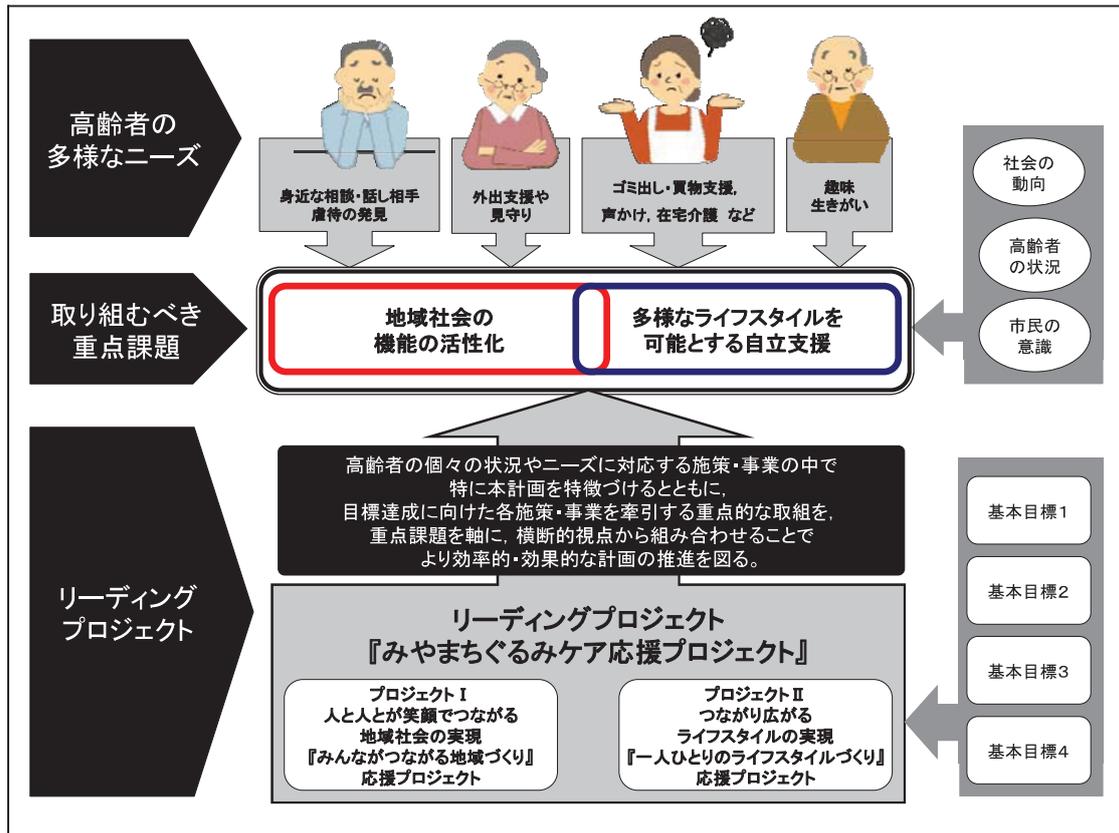
リーディングプロジェクト

第5章 リーディングプロジェクト

本計画では、「地域社会の機能の活性化」と「多様なライフスタイルを可能とする自立支援」という2つの重点課題を解決するために、4つの基本目標を定め、施策の方向性に基づく様々な施策・事業を体系的にまとめています。

リーディングプロジェクトは、計画全体を特徴づけるもので、基本理念の実現に向けて特に大きな効果が期待され、市民や関係機関・団体と行政との共通の目標となるような先導的・重点的な施策・事業を、横断的視点から組み合わせ、市民と行政の力を結集して取り組むことで、より効率的・効果的に計画の推進を図るものです。

『リーディングプロジェクト』設定のイメージ



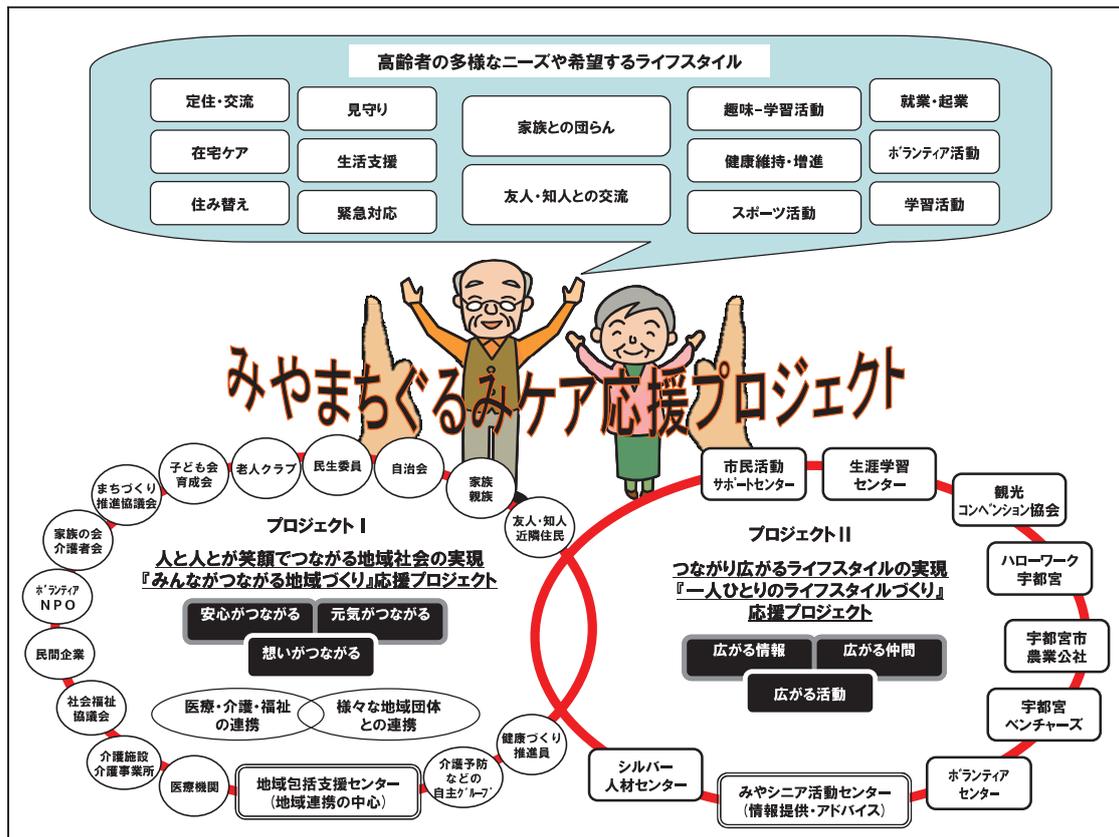
LEADING PROJECT

みやまちぐるみケア応援プロジェクト

～ みんなで見守り，みんなを支え合う，まちぐるみケアの推進 ～

高齢者本人やその家族が住み慣れた地域の中で，心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり，それを持続させていくために，高齢者一人ひとりの努力（自助），市民同士の相互扶助（共助），福祉サービスや介護保険サービスなどの公的な制度（公助）の連携を図るとともに，高齢者の多様なライフスタイルを尊重しながら，人と人とのつながりを基本として，困ったときに助け合う「顔の見える関係づくり」や，お互いを認め合い支え合う「みんなで共に生きる地域づくり」を目指します。

『みやまちぐるみケア応援プロジェクト』のイメージ



PROJECT I

人と人が笑顔でつながる地域社会の実現
『みんながつながる地域づくり』 応援プロジェクト

住民参加・協働による「まちぐるみケア」の実践に向け、地域包括支援センターを中心に、医療・介護・福祉等の関係機関の連携や、さまざまな地域団体との連携のもと、人と人とのつながりを大切にしたい、笑顔あふれる地域社会の実現を目指します。

【先導的・重点的な施策・事業】

目的	施策・事業名
安心がつながる	◎ 地域会議等を活用した地域ネットワークの充実 ◎ ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進
健康がつながる	◎ 健康づくり実践活動の推進 ◎ げんき応援教室の充実や地域での介護予防活動への支援
想いがつながる	◎ 家族介護教室の開催 ◎ 認知症サポーター・キャラバンメイトの養成・支援の推進

■ 『みんながつながる地域づくり』 応援プロジェクトの目標

地域住民が、地域の特性に合わせ、適切に役割を分担しながら、高齢者を支える地域づくりに積極的に参画しています。

■ 『みんながつながる地域づくり』 応援プロジェクトの成果指標

☛ 地域包括支援センターの認知度（65歳以上高齢者）

平成23年度：67.2% ⇒ 平成26年度：80.0%

【市民や地域に期待する取組】

市民がボランティアとして地域活動等に関わる場合や地域主体の支えあいの仕組みづくりを進めていく場合には、地域包括支援センターを有効に活用していきます。

【事業者、NPO等各団体などに期待する取組】

地域包括支援センターを通じて、地域との連携を図り、地域づくりに参加していくとともに、必要に応じて個別支援に対応していきます。

PROJECT II

つながり広がるライフスタイルの実現
『一人ひとりのライフスタイルづくり』 応援プロジェクト

一人ひとりの高齢者が、地域の中で自らの経験や知識を生かしながら、希望するライフスタイルを実践できるよう、みやシニア活動センターや関係機関・団体との連携のもと、それぞれの希望に沿った情報提供やアドバイスを行うことで、高齢者の主体的なライフスタイルづくりを応援します。

【先導的・重点的な施策・事業】

目的	施策・事業名
広がる情報	◎ 高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の充実 ◎ キャリアカウンセラー等による専門相談機能の充実
広がる仲間	◎ 老人福祉センター等を活用した生きがいづくりの推進 ◎ 老人クラブ活動の育成・支援
広がる活動	◎ ボランティア活動・市民活動の促進 ◎ シルバー人材センター事業の支援 ◎ 高齢者外出支援事業の推進

■ 『一人ひとりのライフスタイルづくり』 応援プロジェクトの目標

高齢者が、これまで社会や企業で培ってきた豊富な知識や経験を、地域活動や、福祉活動、環境保全など幅広い分野で積極的に生かしながら、健康でいきいきと暮らしています。

■ 『一人ひとりのライフスタイルづくり』 応援プロジェクトの成果指標

<p>☛ みやシニア活動センター延利用者数</p> <p>平成23年度：2,320人 ⇒ 平成26年度：4,200人</p>
--

【市民や地域に期待する取組】

「みやシニア活動センター」と連携しながら、生きがいづくりや地域活動等に参加したいと考えている高齢者に対し、社会参加の機会や必要な情報の提供等の支援を行います。

【事業者、NPO等各団体などに期待する取組】

高齢者を対象とした情報の共有化など、相互に連携・協力を図りながら、包括的に高齢者の生きがいづくりや、社会参加を支援します。

第6章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

この計画は、高齢社会における本市の高齢者福祉・介護事業のあるべき姿の実現に向けて、取り組むべき課題と施策の方向性を示すとともに、重点的に取り組む事業については、目標を設定し、積極的な取組を実践するものです。

今後、ますます増加していく高齢者の多様なニーズに的確に対応し、総合的・計画的に施策の推進を図るため、次のとおり推進体制を整えます。

1 計画の周知

計画の推進にあたっては、市民一人ひとりの取組や協力が重要となります。そのため、保健・医療・福祉の関係機関や団体などをはじめとした、すべての市民に周知が図れるよう、本計画を広報紙、ホームページなどの媒体やあらゆる機会を通じて、積極的に周知します。

2 身近な地域での事業展開

計画では、それぞれの事業の内容や効果、利用者の特性を考慮し、個々のサービス提供にふさわしい単位〔小学校区（68校）・中学校区（25校）・連合自治会（39地区）単位など〕を考慮しながら、身近な地域におけるきめ細かな施策・事業の展開を図ります。また、介護保険事業においては、介護保険事業推進上の日常生活圏域を設定し、地域生活に密着したサービスの提供を図ります。

3 地域・関係機関との連携

地域社会において、高齢者の生活を支えていくためには、介護保険をはじめとした各種保健福祉サービスの提供や関連施策の充実のみならず、地域住民の主体的な活動が不可欠です。市や市民が互いの特性や能力を発揮し合いながら、連携・協力する「市民協働」の考え方のもと、地域住民が主体となったボランティア団体・NPOの活動や、関係機関（医療機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会など）との連携を強化します。

4 事業者への支援

介護保険制度の施行を契機に、福祉・介護サービスの提供者として、さまざまな民間事業者・団体が参入されたことにより、効果的・弾力的なサービス提供が可能になりました。引き続き、適正なサービスの提供のための指導監査を徹底しつつ、民間事業者等の参入を促進することで、多様化する高齢者の介護・福祉ニーズに対応したサービス提供体制の確立を支援します。

5 計画の進行管理

市民・介護サービス利用者及びサービス提供事業者などを対象として、サービス利用意向や提供体制などの定期的な調査を行い、計画の進捗を把握します。

また、宇都宮市社会福祉審議会（市議会議員、学識経験者及び社会福祉事業の従事者により構成）において、計画の進捗状況を検証・評価していただき、その結果を十分に尊重し、市として必要な対策を講じます。

6 関係部局との連携

高齢者の豊かで安心できる生活を支えていくには、保健・福祉分野以外の取組も重要であることから、幅広く庁内関係部局との連携を図り、高齢者に関わる施策を効果的に推進します。

資料編

資料編 じっくり安心プランにおける主要事業と目標値

○ 基本目標1 みんながつながり、支えあう地域社会の実現

事業番号	成果指標対象事業	事業・取組名	指標名	単位	平成23年度(見込値)	平成26年度目標値
[1]	◎	地域会議等を活用した地域ネットワークの充実	地域包括支援センターの認知度(65歳以上高齢者)	%	67.2	80.0
[9]		敬老会の開催支援など敬老のこころを育む取組の推進	敬老会招待者数	人	48,987	54,400
			祝金対象者	人	4,583	5,217
[14]		ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進	見守り活動会議を開催した単位自治会の割合	%	64%	74%
			安否確認実施回数	回	1,500	2,200
[15]	◎	災害時要援護者支援事業の実施	災害時要援護者支援班設置地区数	地区	29	39
[19]		高齢者等を対象とした防犯に対する広報・啓発の実施	見守りを必要とする高齢者等への個別世帯訪問による啓発活動回数	世帯	3,409	9,700
[24]		サービス付き高齢者住宅の適切な整備	—	—	—	—

○ 基本目標2 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

事業番号	成果指標対象事業	事業・取組名	指標名	単位	平成23年度(見込値)	平成26年度目標値
[27]		健康づくり実践活動の推進	健康づくり推進員養成者数	人	1,060	1,300
[29]		各種団体等との連携による食育推進事業の実施	—	—	—	—
[33]		介護予防事業の成果把握に向けた取組の推進	—	—	—	—
[35]	◎	はつらつ教室などの開催	参加実人数	人	1,662	1,930
[36]		いきいき健康サッカー教室 いきいき健康自転車教室の開催	参加実人数	人	182	240
[37]		通所型二次予防事業の充実	参加実人数	人	571	810
[38]		訪問型二次予防事業の実施	利用実人数	人	80	100
[39]		地域での介護予防活動への支援	参加実人数	人	0	2,640
[42]		老人クラブ活動の育成・支援	単位老人クラブ数	クラブ	357	372
			老人クラブ会員数	人	20,490	21,700
[49]		高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供・講座等の充実	みやシニア活動センター延利用者数	人	2,320	4,200
[52]		キャリアカウンセラー等による専門相談機能の充実	みやシニア活動センター延利用者数	人	2,320	4,200
[54]		高齢者外出支援事業(高齢者専用バス乗車券購入費助成)の推進	バス乗車券利用者数	人	16,536	19,200

○ 基本目標3 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

事業番号	成果指標対象事業	事業・取組名	指標名	単位	平成23年度(見込値)	平成26年度目標値
[56]		高齢者等ホームサポート事業の実施	登録者数	人	660	690
[57]		生きがい対応型デイサービス事業の実施	延利用回数	回	23,302	25,500
[62]		緊急通報システム事業の実施	緊急通報システムの延利用台数	台	1,076	1,245
[63]		食の自立支援(配食サービス)事業	登録者数	人	425	450
[64]		家族介護教室	開催回数	回	63	63
[67]		宇都宮市みんなで考える認知症月間事業の充実	-	-	-	-
[68]	◎	認知症サポーター・認知症ケアボランティア養成講座等の開催・支援	認知症サポーター数(累計)	人	13,500	23,000
[73]	◎	認知症地域ケアネットワーク会議(仮称)の設置	設置か所数	か所	-	5
[74]		認知症支援医療・介護従事者合同研修会の開催・支援	参加者数	人	150	200
[77]		認知症の人を介護する家族のつどい・交流会の開催	家族介護教室開催回数	回	63	63
[78]		認知症の人やその家族を支えるためのネットワーク会議(仮称)開催回数	認知症の本人やその家族を支えるためのネットワーク会議(仮称)開催回数	回	-	4
[80]		権利擁護事業の推進	地域における虐待防止のための普及啓発活動	回	-	39

○ 基本目標4 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現

事業番号	成果指標対象事業	事業・取組名	指標名	単位	平成23年度(見込値)	平成26年度目標値
[84]	◎	ケアプランに対する助言・指導	ケアプラン点検数	件	180	180
[85]	◎	介護サービス従事者に対する研修会等の実施	開催回数	回	9	9
[86]		介護給付費通知の送付	送付通数	通数	10,000	12,000
[89]		パンフレットやホームページ等を活用した介護保険制度の周知・啓発	介護保険の手引き作成部数	部	11,000	13,000

○ 介護保険事業計画におけるサービス必要量の見込み

区 分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービス				
訪問介護	回数	348,199	367,882	388,683
訪問入浴介護	回数	12,016	12,369	12,760
訪問看護	回数	41,627	42,000	42,416
訪問リハビリテーション	回数	1,901	2,312	2,755
居宅療養管理指導	人数	10,558	12,349	14,445
通所介護	回数	455,248	468,189	481,978
通所リハビリテーション	回数	72,206	73,745	75,360
短期入所生活介護	日数	114,409	124,124	129,831
短期入所療養介護	日数	2,124	2,124	2,124
特定施設入居者生活介護	人数	4,068	4,078	5,160
福祉用具貸与	人数	42,821	46,088	49,603
特定福祉用具販売	人数	1,263	1,368	1,482
住宅改修	人数	683	719	758
居宅介護支援	人数	71,710	73,927	76,213
施設サービス				
介護老人福祉施設	人数	16,456	17,328	18,324
介護老人保健施設	人数	12,069	12,271	12,461
介護療養型医療施設	人数	3,908	3,908	3,908
療養病床からの転換分	人数	0	0	0
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数	18,417	19,800	22,204
小規模多機能型居宅介護	人数	2,502	3,124	4,056
認知症対応型共同生活介護	人数	3,535	4,128	4,200
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	1,275	1,992	2,340
複合型サービス	人数	0	0	0
介護予防サービス				
介護予防訪問介護	人数	15,068	16,302	17,637
介護予防訪問入浴介護	回数	60	73	83
介護予防訪問看護	回数	3,171	3,661	4,228
介護予防訪問リハビリテーション	回数	7	7	7
介護予防居宅療養管理指導	人数	841	970	1,241
介護予防通所介護	人数	15,413	16,185	16,995
介護予防通所リハビリテーション	人数	3,086	3,572	4,134
介護予防短期入所生活介護	日数	2,808	3,260	3,538
介護予防短期入所療養介護	日数	63	79	98
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	1,194	1,236	2,016
介護予防福祉用具貸与	人数	8,156	10,225	12,818
特定介護予防福祉用具販売	人数	290	290	290
介護予防住宅改修	人数	375	446	467
介護予防支援	人数	32,322	34,555	36,941
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回数	12	12	12
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	209	242	310
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	31	37	44

基本目標1		みんながつながり、支えあう地域社会の実現					
施策の方向性／施策	番号	取組・事業名	成果指標	主要事業区分	高齢者の状況		
					元気高齢者	生活機能低下に不安のある高齢者	要介護認定者
1 地域保健・福祉体制の充実							
(1) 地域の総合的なネットワーク機能の充実	1	地域会議を活用した地域ネットワークの充実	◎	★ 新規	○	○	○
(2) ボランティア活動・市民活動の促進	2	ボランティアセンターやまちづくりセンターの運営		継続	○	○	○
	3	ボランティア養成講座の充実		継続	○	○	○
2 ユニバーサルデザインの推進							
(1) 意識のバリアフリーの推進	4	このころユニバーサルデザイン運動の推進		継続	○	○	○
	5	広報紙やホームページ等の活用による周知・啓発		継続	○	○	○
	6	「宇都宮市福祉の祭典」の実施		継続	○	○	○
	7	出前保健福祉講座の利用促進		継続	○	○	○
	8	学校における福祉教育の充実		継続	○	○	○
	9	敬老会の開催支援など敬老のころをむね取組の推進		継続	○	○	○
	10	公共建築物等のバリアフリーの推進		継続	○	○	○
	11	道路のバリアフリーの推進		継続	○	○	○
	12	公園のバリアフリーの推進		継続	○	○	○
	13	車同等のバリアフリーの推進		継続	○	○	○
2 公施設などのバリアフリー化の推進							
3 安全で安心な暮らしの確保							
(1) 地域の見守りと支援体制の充実	14	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進		継続	○	○	○
	15	災害時要援護者支援事業の推進	◎	継続	○	○	○
	16	地域における自主防災組織の育成・強化		継続	○	○	○
	17	高齢者に対する交通安全教育の実施		継続	○	○	○
(2) 安全で安心な地域生活の確保	18	受講者の世代や特性に合わせた防犯講習会の実施		継続	○	○	○
	19	高齢者等を対象とした防犯に対する広報・啓発の実施		継続	○	○	○
	20	消費生活情報の提供や消費生活相談体制の充実		継続	○	○	○
4 高齢者にやさしい居住環境の整備							
(1) 高齢者の多様な住まいの支援	21	高齢者にやさしい住環境整備補助事業の実施		継続			○
	22	住宅改修支援事業の実施		継続			○
	23	高齢者用住宅(シニアバーハウジング)の整備		継続	○	○	○
	24	サービス付き高齢者向け住宅の適切な整備		★ 新規	○	○	○
(2) 居住環境に関する相談機能の充実	25	生活援助員派遣事業の実施		継続	○	○	○
	26	住宅改修等に関する相談機能の充実		継続			○

基本目標2		健康で生きがいのある豊かな生活の実現						
施策の方向性／施策	番号	取組・事業名	成果指標	主要事業区分	元気高齢者	生活機能低下に不安のある高齢者	高齢者の状況	要支援要介護認定者
1 健康づくりによる健康寿命の延伸	27	健康づくり実践活動の推進		★	○	○	○	○
	28	健康教育・健康相談の実施			○	○	○	○
	29	各種団体等との連携による食育推進事業の実施		★	○	○	○	○
	30	特定健康診査(健康診査)・がん検診等の実施			○	○	○	○
	31	高齢者インフルエンザ予防接種補助事業の実施			○	○	○	○
	32	介護予防の早期取組の推進(げんき応援高齢者把握事業)			○	○	○	○
2 介護予防の推進	33	介護予防の成果把握に向けた取組の推進		★	○	○	○	○
	34	介護予防講演会の開催			○	○	○	○
	35	はつらつ教室などの開催			○	○	○	○
	36	いきいき健康サッカークラス・いきいき健康自転車教室の開催			○	○	○	○
	37	通所型二次予防事業の充実	◎	★	○	○	○	○
	38	訪問型二次予防事業の実施			○	○	○	○
39	地域での介護予防活動への支援			○	○	○	○	
3 生きがいづくりの促進	40	老人福祉センターを活用した生きがいづくりの推進や相談機能の充実			○	○	○	○
	41	茂原健康交流センターを活用した生きがいづくりや世代間・地域間交流の促進			○	○	○	○
	42	老人クラブ活動の育成・支援		★	○	○	○	○
	43	生涯学習支援の推進			○	○	○	○
	44	地域教育活動への参加促進			○	○	○	○
	45	高齢者向けスポーツ活動の推進			○	○	○	○
	46	スポーツ広場整備補助事業の推進			○	○	○	○
	47	文化活動における人材の登録と活用			○	○	○	○
48	地域文化の伝承			○	○	○	○	
4 社会参画の促進	49	高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の充実		★	○	○	○	○
	50	高齢者地域活動実践塾設置の促進			○	○	○	○
	51	シルバー人材センター事業の支援			○	○	○	○
	52	キャリアアカデミー等による専門相談機能の充実		★	○	○	○	○
	53	「就農支援ネットワーク会議」による就農相談			○	○	○	○
	54	高齢者外出支援事業(高齢者専用バス乗車券購入費助成)の推進		★	○	○	○	○
55	地域内交通導入の促進			○	○	○	○	

基本目標3

いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

施策の方向性/施策	番号	取組・事業名	成果指標	主要事業区分	高齢者の状況				
					元高齢者	生活機能低下に不安のある高齢者	要支援認定者		
1 適切な福祉サービスの提供									
(1) 高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	56	高齢者ホームサポート事業の実施		★	継続			○	○
	57	生きがい対応型デイサービス事業の実施		★	継続	○	○		
	58	高齢者短期宿泊事業の実施			継続	○			
	59	無料入浴券交付事業の実施			継続	○	○	○	○
	60	はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の実施			継続	○	○	○	○
	61	老人福祉補聴器交付事業の実施			継続	○	○	○	○
	62	緊急通報システム事業の実施			★	継続	○	○	○
	63	食の自立支援事業(配食サービス)の実施			★	継続	○	○	○
	64	家族介護教室の開催			★	継続	○	○	○
	65	在宅高齢者家族介護慰労金の支給				継続			○
(2) 介護者への支援	66	はいかい高齢者等家族支援事業の実施			継続	○	○	○	○
2 認知症高齢者等対策の充実									
(1) 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進	67	宇都宮市みんなで考える認知症月間事業の充実		★	拡充	○	○	○	○
	68	認知症サポーター 認知症キャラバン・メイトの養成・支援の推進	◎	★	拡充	○	○	○	○
	69	認知症介護予防講演会の実施			継続	○	○	○	○
	70	認知症早期発見チャットリスト等の配布			継続	○	○	○	○
	71	介護予防の基本チャットリストの活用			継続	○	○	○	○
	72	脳トック受診補助			継続	○	○	○	○
	73	認知症地域ケアネットワーク会議(仮称)の設置	◎		新規	○	○	○	○
	74	認知症支援医療・介護従事者合同研修会の開催・支援			★	拡充	○	○	○
	75	介護サービス提供基盤の整備推進			継続	○	○	○	○
	(5) 認知症介護者への支援	76	認知症の人やその家族の生活状況に応じた情報提供の充実			継続	○	○	○
(6) 認知症高齢者やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進	77	認知症の人を介護する家族のつどい・交流会の開催			継続	○	○	○	○
	78	認知症の人やその家族を支える地域ネットワークの充実			★	拡充	○	○	○
3 高齢者の権利擁護及び制度の利用支援									
(1) 権利擁護事業の推進と成年後見制度などの利用支援	79	成年後見制度の周知・理解促進			継続	○	○	○	○
	80	権利擁護事業の推進		★	拡充	○	○	○	○
	81	権利擁護センター「あすてら・うつのみや」の利用促進			継続	○	○	○	○
	82	老人措置事業の実施			継続	○	○	○	○

基本目標4 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現

番号	施策の方向性/施策	取組・事業名	成果指標	主要事業区分	高齢者の状況		
					元高齢者	生活機能低下にある高齢者	要支援認定者
1 介護保険事業の充実							
-		サービス基盤整備の推進		★			○
-		サービスの確保		★			○
-		地域支援事業		★	○	○	○
-		安定した財源の確保			○	○	○
2 介護サービスの質の向上							
-		適切な要介護認定の推進					○
83		認定審査委員・認定調査員を対象とした研修の実施					○
-		ケアマネジストの質の向上					○
84	(1) サービスの質の確保・向上	ケアプランに対する助言・指導の実施	◎	★			○
85		介護サービス従事者に対する研修会等の充実		★			○
-		事業者の育成・指導の実施					○
86		介護給付費通知の送付					○
87	(2) 介護人材の育成・支援	訪問介護員養成研修事業の推進		★			○
88		県や関係機関等が実施する研修会の受講促進					○
89		介護保険事業の情報提供		★	○	○	○
90	(3) 介護保険制度の安定的な運営に向けた取組の推進	パンフレットやホームページ等を活用した介護保険制度の周知・啓発			○	○	○
91		「介護保険相談窓口」の充実			○	○	○
92		苦情解決事業の推進			○	○	○

私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、
思いやりの心や人と人とのふれあいが、
ますます大切になってきています。

宇都宮市は、これからの新しい時代に向けて、
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、
ここに『福祉都市』を宣言します。

福祉都市宣言

宇都宮市は
赤ちゃんからお年寄り
ハンディキャップを
持った人々など
すべての市民が
笑顔でことばを交わし
健康でいきいきと暮らせる
心ふれあう福祉のまちを
つくります